

平成一二年ウ第一九七〇号

更 正 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

右当事者間の平成九年ネ第四五九九号損害賠償等請求控訴事件について、平成一二年九月一四日当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあるので、控訴人の申立により、次のとおり決定する。

主 文

右判決二三ページ七行目に「マカオ港を」とあるのを「マレーシアの港クアラ・パラムを」と更正する。

平成一二年一一月九日

東京高等裁判所第四民事部

裁判長裁判官 矢 崎 秀 一

裁 判 所

裁判官 原 田 敏 章

裁判官 木 下 秀 樹

當事者目録

控訴人

タイワン・ファイヤー・アンド・マリ
ン・インシュアランス・カンパニー・リ
ミテッド

右代表者

モーターガン・リヤン

右訴訟代理人弁護士

榊本安正

被控訴人

ユニソン・ナビゲーション・コーポレ
ーション

右代表者社長

シー・シー・リン

被控訴人

日本船主責任相互保険組合

右代表者代表理事

小林友次

裁判所

右兩名訴訟代理人弁護士

中村誠一

右同

近藤誠一

以上

右は正本である。

平成一二年一月九日

東京高等裁判所第

四 民事部

裁判所書記官

須 栗

